平成２４年（フ）第８０７号
横浜市神奈川区斎藤分町２番25号　ストークハイツヨネヤマ102号
債務者　島崎　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５５号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目11番25号
債務者　関谷　岳司
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７９号
横浜市南区山王町４丁目28番地１　ライオンズM吉野町406
債務者　宮永　麗子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１８号
横浜市港北区師岡町1148番地110
債務者　牧野　康行
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３２号
横浜市鶴見区獅子ケ谷３丁目24番13号　第一若葉荘102
債務者　一瀬　英行
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３３号
横浜市鶴見区獅子ケ谷３丁目24番13号　第一若葉荘102
債務者　一瀬　敏行
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第８１号
愛知県豊川市大崎町小林179番地の２
破産者　伊藤　孝子
1　主文　当裁判所が平成24年４月26日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県豊川市大崎町179番地の２」とあるのを「愛知県豊川市大崎町小林179番地の２」と更正する。
2　決定年月日　平成24年５月11日
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７０５０・７０５１号
東京都渋谷区渋谷１丁目14―９　藤和宮益坂ビル10Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区大崎１丁目６番４号
破産者　株式会社ジオス
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２３年（フ）第５５号
千葉県長生郡長生村本郷5380番地32
破産者　磯野　定夫
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２４１０号
札幌市白石区菊水元町７条２丁目６番25号
破産者　三宝鋼産株式会社
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５５９号
北海道恵庭市緑町１丁目２番９号
破産者　有限会社ロジョ
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２号
三重県四日市市別名６丁目１番18号
破産者　トーカイ精研株式会社
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１４６５号
神戸市兵庫区芦原通２丁目２番22号、商業登記簿上の本店所在地神戸市兵庫区上祇園町９番２号
破産者　有限会社コタニ
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８７号
兵庫県伊丹市森本１丁目143番地
破産者　株式会社ティーエスエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８９４号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目10番37号
破産者　株式会社住谷電子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４２号
兵庫県尼崎市次屋３丁目14番30号
破産者　株式会社サモンド
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７号
北海道根室市緑町３丁目16番地
破産者　株式会社根室家具センター
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所根室支部